ハラスメント等の事案に係る公表について

国立大学法人佐賀大学ハラスメント等防止規則第 18 条に基づき、以下のとおり公表いたします。

令和8年4月1日現在

	苦情の申出及び 相談件数	ハラスメント 認定件数	懲戒処分等件数
令和 5 年度	14	1	0
令和 6 年度	14	3	3
令和7年度	20	2	1

注1)「苦情の申出」とは、ハラスメント等に係るもの以外の苦情相談であり、職場環境等における苦情も含む。

注2)ハラスメント認定件数については、認定時の年度で計上。

注3)懲戒処分等件数については、処分時の年度で計上。